

統計調査員を募集します

統計調査員とは

統計調査員の業務は、国などが行う統計調査において、世帯や事業所あるいは店舗等を直接訪問し、調査票の配布・回収・点検などです。

調査の期間中は非常勤の公務員の立場であり、責任をもって業務を行っていただける方を募集しています。

統計調査員はお住まいの地区ごとの登録となり、調査ごとに必要な人数を地区主任※を通じて依頼します。

なお、調査に従事されると国の基準で報酬が支給されます。

※地区主任…統計調査における地区の代表者



応募資格

- ・岐阜市に在住・在勤の方
- ・調査事務により知り得た秘密を厳守し、責任を持って調査に従事できる方
- ・警察官又は税務もしくは選挙に直接関係する事務に従事していない方
- ・原則として年齢が20歳以上の方

申込・登録方法

- ・岐阜市統計分析課へご連絡ください。必要事項をご説明の上、登録申込書を送付します。
- ・各地区の統計調査地区主任及び自治会連合会長の承諾及び市の面談を経て登録となります。

報 酬

- ・調査の報酬は、調査ごとに国の基準で決められます。
- ・標準的な調査で概ね2～6万円支給されますが、調査により金額・期間とにもばらつきがあります。

主な統計調査

実施機関名	調査名	周期
総務省	経済センサス活動調査	5年
総務省	住宅・土地統計調査	5年
総務省	就業構造基本調査	5年
総務省	全国家計構造調査	5年
総務省	社会生活基本調査	5年

注意事項

- ・ 調査は年によって件数、規模が異なるため、常に従事できるわけではありません。
- ・ 登録者は依頼のあった調査を必ず引きうける必要はありません。その調査の条件と、ご自身のご都合により、引きうけるか否かをお決めいただけます。
- ・ 岐阜市では調査員の研修や会員相互の連携を図るため、岐阜市統計協会を設置しています。すべての調査員は統計協会に加入していただく必要があります。（会費 年500円）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた人は、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでは応募できません。
- ・ その他詳細につきましては、下記までお問合せください。



お問合せ先

岐阜市役所 企画部 統計分析課

住所 岐阜市司町40番地1

電話 058-264-7652

E-mail : toukei@city.gifu.gifu.jp

